

令和 3 年 9 月定例会

文教厚生委員会説明資料

病 院 局

目 次

I 提 出 予 定 案 件	-----	1
1 病院事業会計	-----	1
(1) 令和2年度徳島県病院事業会計決算の認定について	-----	1
(2) 令和2年度決算に係る資金不足比率の報告について	-----	2

I 提 出 予 定 案 件

1 病 院 事 業 会 計

(1) 令和2年度徳島県病院事業会計決算の認定について

令和2年度徳島県病院事業会計の決算を地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付するものである。

(2) 令和2年度決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和2年度決算に係る資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

会 計 名	資 金 不 足 比 率
徳島県病院事業会計	— %

(備考) 資金不足額がないため、「—」と記載した。

徳島県監査委員
令和3年9月2日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門 殿

徳島県監査委員
徳同
同同
同同

近岡大原福

藤崎寺山

光悦健徹博

男夫司臣史

令和2年度決算に係る徳島県健全化判断比率及び資金不足比率の
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき審査に付され
た健全化判断比率及び同意書提出します。

資金不足比率審査意見書

第 1 監 査 等 の 種 類

資金不足比率の審査

第 2 審 査 の 対 象

令和 2 年度徳島県特別会計及び公営企業会計の決算等に基づき、知事から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第 3 審 査 の 着 眼 点

提出されたる資金不足比率は、法令等に照らし、算出過程に誤りがないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているか。

第 4 審 査 の 実 施 内 容

審査に当たっては、徳島県監査基準（令和 2 年 3 月 6 日徳島県監査委員告示第 1 号）に準拠し、比率の算定に必要な決算書及び参考資料の確認を行うとともに、関係資料の提出を求め、関係職員の説明を聴取並びに既に実施した定期監査、決算審査及び現金出納検査の結果に基づいて実施した。

第 5 審 査 の 結 果 及 び 意 見

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、い
ずれも法令に適合し、かつ、正確であることが認められた。
今後とも経営の健全化に努められたい。

会 計 名	令 和 2 年 度	経 営 健 全 化 基 準
徳 島 県 港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	— %	2 0 %
徳 島 県 病 院 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 電 気 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 工 業 用 水 道 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 土 地 造 成 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 駐 車 場 事 業 会 計	—	2 0
徳 島 県 流 域 下 水 道 事 業 会 計	—	2 0

（注）資金不足比率は，資金不足額がないため，「－」と記載した。